

令和2年度第1回生駒市建築審査会会議録

1. 日時：令和2年8月5日（水曜日）

午前10時から午前11時00分まで

2. 場所：生駒セイセイビル 2階 206会議室

3. 出席者

(1) 委員：西村委員 藤村委員 東委員 細川委員 池尻委員

(2) 事務局：北田都市整備部長 清水建築課長 井上同課長補佐

北村同課係員 吉田同課係員

4. 傍聴者：なし

5. 議事の経過

令和2年度第1回生駒市建築審査会を開会。事務局より生駒市建築審査会の会議公開の取扱い要領に基づき各委員に意見を求めた結果、公開とする旨の報告あり。

今回は新型コロナウイルス感染症予防対策のため、辞令書を事前に配布している旨の報告あり。

委員紹介後、北田都市整備部長の挨拶が行われ、事務局の紹介が行われる。

事務局から委員5名の出席があり、生駒市建築審査会条例第5条第2項の規定に基づき審査会が成立する旨の報告あり。

その後、生駒市建築審査会条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、議事録の署名委員として細川委員、池尻委員が選出された。

・①議案第R2-1号「会長及び職務代理者の選出」について

事務局 建築基準法（以下「法」という。）第81条の規定により、会長は委員の互選になっている旨の説明の後、委員の意見を求める説明あり。

委員 西村委員を推薦する旨の発言あり。

全委員 異議なしの発声あり。

事務局 異議なしであるので、西村委員を会長に選出することに決定した旨の説明あり。
続いて、西村会長の会長就任の挨拶あり。

事務局 職務代理者の選出についても会長同様、委員の互選である旨の説明の後、委員の意見を求める発言あり。

委員 会長一任の旨の発言あり。

事務局 会長に一任してもよいかとの意見を求める発言あり。

全委員 異議なしの発言あり。

事務局 異議なしであるので、西村会長に職務代理者の選出を願う発言あり。

会長 職務代理者は、藤村委員にとの発言あり。

全委員 異議なしの発声あり。

事務局 異議なしであるので、藤村委員を職務代理者に選出することに決定した旨の説明あり。

事務局より以後の議事進行について、会長に願う旨の発言あり。

・②議案第R 2－2号「建築基準法第43条第2項第2号の許可の取り扱いにおいて、建築審査会一括同意基準に該当し、許可処分したものの報告について」（2件）

会長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

一事務局より②議案第R 2－2号説明一

事務局 2件の報告案件について、建築審査会一括同意基準に該当し許可した旨の説明あり。

会長 委員の意見・質問を求める発言あり。

委員 No.1の小平尾町の案件において、今回許可対象とする道路に通ずる道状の通路の所有者の構成について質問あり。

事務局 里道と一部個人の所有地である旨の説明あり。

委員 No.2の壺分町の案件において、今回許可対象とする道路に通ずる道状の通路の所有者の構成について質問あり。

事務局 里道と一部個人の所有地である旨の説明あり。

委員 現場は資料のように道状の通路の形状は曲がっているのか質問あり。

事務局 資料のとおり曲がっている旨の説明あり。

委員 幅員が1.8mとなっているが、基準の幅員は1.8mが最小なのか質問あり。

事務局 基準の最小幅員は1.5mである旨の説明あり。

会長 他に意見・質問がないことを確認。

・③議案第R 2－3号「建築基準法第44条第1項第2号の許可の取り扱いにおいて、建築審査会一括同意基準に該当し、許可処分したものの報告について」（1件）

会 長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

—事務局より③議案第R 2－3号説明—

事務局 1件の報告案件について、建築審査会一括同意基準に該当し許可した旨の説明あり。

会 長 委員の意見・質問を求める発言あり。

委 員 「道路内の建築制限に係るバス停留所の上屋に関するただし書許可の包括同意基準」の第5（2）において、特定行政庁が、通行上支障がないと認めているので問題ないが、現行の包括同意基準において、消防署及び警察署が「通行上支障がない等の意見」ではなく、このような形でしか書類がもらえないのであれば、包括同意基準の表現を検討するべきではないか発言あり。

会 長 確かに警察署の協議書においては、工事中に許可の内容に思える。現行の包括同意基準を見直して「意見が添えられていること」を「協議を行っていること」等の表現にすればどうかとの発言あり。

事務局 表記を検討する旨の回答あり。

委 員 今回経年劣化による建て替えとの事であるが、次回同様に建て替えを行う際も同様に許可が必要になるのか質問あり。

事務局 必要になる旨の説明あり。

会 長 他に意見・質問がないことを確認。

・その他

会 長 その他意見がないことを確認。

・閉会

会 長 その他意見がないことを確認後、令和2年度第1回生駒市建築審査会を終了する旨の発言あり。

以上